「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画(一般廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準)」

維持管理の技術上の基準		埋 立 場 の 名 称	
	①東部(伏谷)埋立場	②今津埋立場	③西部(中田)埋立場
一 埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しない ように必要な措置を講ずること。	・埋立作業は、廃棄物の飛散防止を 目的として散水を行いながら作業を 行う。 ・埋立作業終了後に即日覆土を行う。 ・埋立完了部は最終覆土を行う。 ・搬入道路については、散水等によ り清掃を行う。	を行ない閉鎖している。	・埋立作業は、廃棄物の飛散防止を目的として散水を行いながら作業を行う。 ・埋立作業終了後に即日覆土を行う。 ・埋立完了部は最終覆土を行う。 ・搬入道路については、散水等により清掃を行う。
二 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な 措置を講ずること。	・埋立作業終了後に即日覆土を行う。 ・埋立完了部は最終覆土を行う。	を行ない閉鎖している。	・埋立作業終了後に即日覆土を行う。 ・埋立完了部は最終覆土を行う。
三 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずる とともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	等の看板を設置して、火災の警告を 促す。 ・現場詰所内に消火器を常備する。 ・散水車を埋立地内に待機させる。	禁」等の看板を設置して、火災 の警告を促す。	
四 ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生し ないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。			・害虫等の発生及び臭気対策のため に定期的に薬剤の散布を行う。
五 囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。ただし、十七号の規定により閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	フェンス等で囲い、廃棄物の受入時 間帯以外は閉鎖する。	埋立地の範囲を明らかにしてい	
			・埋立地の入口に最終処分場である ことを表示した立札を設置し、表示 内容に変更が生じた場合は随時書換 えを行う。
七 擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれが あると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	危険箇所の早期発見に努め、異常を 発見したら適切な対策を講じる。	施し危険箇所の早期発見に努	
八 埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想される負荷 により、遮水工が損傷するおそれがあると見とめられる 場合には、一般廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を 砂その他の物により覆うこと。	り保護し、法面部については良質土		・遮水工底面部の上部を保護砂によ り保護し、法面部については良質土 で保護を行う。
九 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。			・遮水工の表面露出部は定期的に点検を行い、破損箇所を発見したらその都度補修を行う。 ・埋立ての開始までの期間が長期となる範囲については、遮光性マットを施し遮水効果が低下しないよう講じる。
十 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。			
イ 埋立処分開始前に地下水等検査項目、電気伝導 率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録 すること。	・実施する。 	・非該当。	・実施する。
ロ 埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年 に1回以上測定し、かつ、記録すること。		・実施する。	・実施する。
ハ 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化イオンについて一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	・実施する。	・実施する。	・実施する。
ニ ハの規定により測定した電気伝導率又は塩化物 イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やか に、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録 すること。		・実施する。	・実施する。
十一 全号イ、ロ又は二の規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。		・原因を調査し適切な対策を講じる。	・原因を調査し適切な対策を講じる。

維持管理の技術上の基準		埋立場の名称	
	①東部(伏谷)埋立場	②今津埋立場	③西部(中田)埋立場
十二 雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地 こついては、埋立地に雨水が入らないように必要な措 置を講ずること。			・雨水排水施設の点検及び清掃を随時行う。必要な場合は、素掘側溝、 小堰堤等の整備を行う。
十三 保有水等集排水設備により集められ、浸出液処理設備に流入する保有水等の水量及び水質を調整することができる耐水構造の調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	危険箇所の早期発見に努め、異常を 発見したら適切な対策を講じる。	施し危険箇所の早期発見に努	危険箇所の早期発見に努め、異常を
十四 浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。			
イ 放流水の水質が排出基準等に適合することとなるように維持管理すること。	・排水基準項目について月1回の測 定を行う。		・排水基準項目について月1回の測 定を行う。
ロ 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検 し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置 を講ずること。	・定期的(月1回)に点検を実施し 異常を発見したら適切な対策を講じ る。	・定期的(月1回)に点検を実施し異常を発見したら適切な対策を講じる。	・定期的(月1回)に点検を実施し 異常を発見したら適切な対策を講じ る。
ハ 放流水の水質検査を次により行うこと。			
(1) 排出基準等に係る項目について一年に一回以 上測定し、かつ、記録すること。	・実施する。	・実施する。	・実施する。
(2) 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量及び窒素含有量について1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	素を除く項目について実施する。	・実施する。	・実施する。
十四の二 浸出液処理設備に保有水等集排水設備により集められた保有水等を流入させるために設ける導水管又は当該浸出水処理設備の配管の凍結による損壊のおそれのある部分に講じられた有効な防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。	損壊のおそれはないが、異常を発見 したら適切な対策を講じる。		損壊のおそれはないが、異常を発見
十五 埋立地の周囲に設けられた開渠その他の設備の機能 を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に一 投廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積 した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ず ること。	積した場合は、清掃等を行う。		・定期的に点検を実施し土砂等が堆 積した場合は、清掃等を行う。
十六 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除す ること。	・2,000m2 に 1 箇所以上のガス抜き 施設を設置する。		・2,000m2に1箇所以上のガス抜き 施設を設置する。
十七 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね 50cm 以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより 開口部を閉鎖すること。 (ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、遮水工と同等以上の効力を有する覆いにより閉鎖すること)		・最終覆土を 0.5m 以上の厚さで行い閉鎖している。	・最終覆土を 1.5m の厚さで行う。
十八 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止する ために必要な措置を講ずること。	・非該当	・定期的(月1回)に点検を実施し異常を発見したら適切な対 策を講じる。	
•	・原則として年度末に一回、現地測 量を実施し記録する。また、記録は 閲覧を行う。		・原則として年度末に一回、現地測量を実施し記録する。また、記録は 閲覧を行う。
二十 埋め立てられた一般廃棄物の種類、及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置(法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。)の記録並びに石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合にあってはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	事務所に備え置き、記録は備え置い た日から起算して三年を経過する日 までの間備え置き、閲覧に供する。	の維持管理に当って行った点 検、検査について維持管理記録 を作成し、埋立管理事務所に備	事務所に備え置き、記録は備え置いた日から起算して三年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供する。 ・維持管理記録は、最終処分場の廃止までの間、保存する。